

## SORACOM パートナースペース規約

### 第1章 総則

- 第1条 規約の適用
- 第2条 規約の変更
- 第3条 用語の定義

### 第2章 目的等

- 第4条 目的
- 第5条 パートナーの種別

### 第3章 パートナーの条件

- 第6条 参加申込み
- 第7条 入会金・会費
- 第8条 パートナー資格の喪失
- 第9条 退会
- 第10条 除名
- 第11条 提供の終了

### 第4章 パートナープログラムの内容・権利・責務

- 第12条 パートナープログラムの内容
- 第13条 当社の権利
- 第14条 参加者の権利
- 第15条 信用の維持
- 第16条 必要事項の通知

### 第5章 秘密保持

- 第17条 秘密情報
- 第18条 秘密保持義務と使用目的
- 第19条 開示の範囲
- 第20条 複写等
- 第21条 破棄、返還等
- 第22条 権利等の非許諾
- 第23条 本章の効力

### 第6章 雑則

- 第24条 非拘束
- 第25条 保証の否認・責任制限
- 第26条 権利義務の譲渡禁止
- 第27条 販売契約
- 第28条 反社会的勢力の排除
- 第29条 パートナーの地位
- 第30条 分離可能性
- 第31条 合意管轄
- 第32条 準拠法

## 第1章 総則

### 第1条 規約の適用

株式会社ソラコム(以下、「当社」といいます。)は、SORACOMパートナースペース(以下、「SPS」といいます。)に関する規約(以下、「本規約」といいます。)を定め、本規約に基づき当社とSPSへの参加者(以下、「参加者」といいます。)との間で締結されるSORACOMパートナースペースへの参加に係る契約(以下、「本契約」といいます。)に基づき、パートナープログラム(以下、「本プログラム」といいます。)を提供します。

### 第2条 規約の変更

当社は、本規約を変更することがあります。かかる変更を実施する場合、当社は、当社のウェブサイト又は当社が別途定める方法で参加者に対して告知するものとし、当該告知が行なわれた後に継続して本プログラムの提供を受ける場合、参加者はかかる変更に同意したものとみなします。

### 第3条 用語の定義

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
特典等	本プログラムを通じて当社がその裁量により参加者に提供することのある特典、トレーニング、資料、その他情報の総称
本契約当事者	当社及び参加者
SORACOMサービス	当社の提供するサービス及び製品の総称

## 第2章 目的等

### 第4条 目的

SPSは、当社のパートナーコミュニティです。SPSでは、別途定める様々なプログラムを通じ、SORACOMサービスに関する技術資料や、専門のトレーニング、マーケティング支援などのサポートを参加者に提供します。SPSに参加すると、SORACOMのコミュニティの一員として、SORACOMサービスをよりよく活用いただけます。また、SORACOMサービスに関連する参加者の皆様の製品・サービスに関する情報も共有いただきながら、当社と参加者とが、協働して、双方の顧客に対しSORACOMサービス及び参加者の皆様の製品・サービスを提案・提供していくことも目的としています。

### 第5条 パートナーの種別

1. SPSにおけるパートナーには、次の種類があります。

種類	内容
デバイスパートナー	SORACOMサービスに対応したセンシングデバイス、ゲートウェイ、LTE/3G対応モジュールなどのIoT、M2Mデバイスを扱う企業です。
インテグレーション・パートナー	SORACOMサービスを活用したシステムやサービスのシステムインテグレーション、マネージドサービス、コンサルティングを提供するプロフェッショナルサービス企業です。
ソリューションパートナー	SORACOMサービスを活用したソフトウェアや、ミドルウェア、クラウドサービス、ASPサービスを提供する企業です。
テクノロジー・パートナー	SORACOMサービスを活用したソフトウェア、SaaS、PaaS、管理/セキュリティ製品、サービスなどを提供する企業です。

2. 前項に定めるそれぞれのパートナーの具体的な要件及び特典等については、当社がその裁量により別途定めるところに従います。第14条にかかわらず、当社は、参加者に対して、一定内容の特典等を付与する義務を負うものではありません。

### 第3章 パートナーの条件

#### 第6条 参加申込み

SPSのパートナーになろうとするときは、本規約を承諾のうえ、別途定める様式によって当社に申込み、当社の承認を得るものとします。この場合、当社は当該申込内容を審査し、申込受付の日から30日以内にその結果を申込者に通知するものとします。

#### 第7条 入会金・会費

本プログラムの入会金・会費は無料とします。

#### 第8条 パートナー資格の喪失

参加者は退会、除名、本プログラムの提供終了のいずれかの事由によって、その資格を失うものとします。

#### 第9条 退会

参加者が本プログラムを退会しようとするときは、別途定める様式によって速やかに当社に届け出なければならないものとします。

#### 第10条 除名

参加者が次のいずれかの事由に該当するときは、当社はその参加者を除名することができるものとします。

- (1) 申込時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- (2) 本プログラムを故意に妨害し、又は当社もしくは本プログラムの名誉・信用を毀損する行為を行ったとき。
- (3) 本プログラムで扱うに相応しいと当社が判断する製品又はサービスを提供しなくなったとき。
- (4) SORACOMサービスを利用している場合は、SORACOMサービスの各種約款・規約等に違反したとき。
- (5) その他、当社が本プログラムへの参加が相応しくないと判断したとき。

#### 第11条 提供の終了

当社は、本プログラムの提供をいつでも終了することができるものとします。ただし、終了にあたっては、終了の30日前までに参加者に対し周知を行うよう、合理的な努力を行うものとします。

### 第4章 パートナープログラムの内容・権利・責務

#### 第12条 パートナープログラムの内容

本プログラムの具体的内容は、別途当社が指定するウェブサイトに掲示するものとします。

#### 第13条 当社の権利

当社は、参加者から登録要請のあった製品・サービスのうち当社が適切と認めた製品・サービスを登録する権利を有することとし、当該権利には次の各号に定める事項が含まれるものとします。ただし、これらの細目については、個々に参加者と当社との間で別途協議のうえ定めるものとします。

- (1) 当社のウェブサイトへの参加者の製品・サービスの掲載を含む共同マーケティング活動

- (2) 本プログラムの目的のために、参加者の会社名および商品名(ロゴ)を当社が無償で使用する事の許諾
- (3) 当社又は参加者の製品・サービスを提案・提供していくにあたり必要となる各種技術情報の開示を合理的な範囲で求めること

#### 第14条 参加者の権利

参加者は、次の各号に定める事項を当社と協力して行うことができるものとします。ただし、これらの細目については、個々に参加者と当社との間で別途協議のうえ定めるものとします。

- (1) 共同マーケティング活動
- (2) 当社がその裁量により行う販売教育・販売拡大・マーケティング支援などの資料提供
- (3) 当社規定のロゴなどの使用。ただし、その使用にあたっては、当社の定める「ソラコム商標ガイドライン」([https://soracom.jp/share/trademark\\_guideline/](https://soracom.jp/share/trademark_guideline/))を遵守するものとします。

#### 第15条 信用の維持

参加者は、本プログラムの提供又は使用にあたり、当社の信用を損なう行為を行わないものとします。

#### 第16条 必要事項の通知

本契約当事者は、次の各号に定める事項について、書面(電磁的記録を含む)により相手方当事者に通知することとします。

- (1) 名称、住所もしくは居所、請求書の送付先又は法人の代表者の変更
- (2) 電気通信事業の休止もしくは廃止又は法人の解散
- (3) 電気通信事業の登録、届出又は変更登録の取消し
- (4) 電気通信事業法第8条第2項に規定する電気通信業務の一部停止
- (5) 自己が提供する電気通信役務の提供条件に影響がある電気通信設備の変更、増設又は廃止
- (6) 参加者が、SORACOMサービスに基づく電気通信サービスを自己の電気通信サービスとして提供する場合において、当社が必要とする場合は、かかる電気通信サービスの利用者との間で締結しているSORACOMサービスに基づく電気通信サービスに関する契約の数

## 第5章 秘密保持

#### 第17条 秘密情報

1. 本契約にいう「秘密情報」とは、本契約当事者が相手方当事者に対し、次項に従って秘密である旨を示して開示する文書、図面、その他書類に記載され、又は磁氣的、光学的もしくは電子的に記録された営業上、技術上その他業務上の一切の知識及び情報(本契約当事者の事業計画、新製品情報、本契約当事者の顧客に関する情報等を含みます)をいいます。但し、次の各号の一に該当するものは除外します。
  - (1) 本契約当事者より開示を受けた時点において既に公知となっていることを開示を受けた相手方当事者が証明できるもの
  - (2) 本契約当事者より開示を受けた後に開示を受けた相手方当事者の故意・過失によらず公知となったことを、開示を受けた相手方当事者が証明できるもの
  - (3) 本契約当事者より開示を受ける前に開示を受けた相手方当事者が自ら知得し、又は秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手していたことを、開示を受けた相手方当事者が証明できるもの
2. 秘密情報を開示する本契約当事者は、文書、電磁的記録等対象物上に秘密である旨を表示できる手段により開示する場合には、当該対象物へ秘密表示を付することにより、口頭、デモンストレーション等秘密である旨の表示ができない手段により開示する場合には、開示後30日

以内に秘密表示を付した書面、メール等により秘密情報とすべき内容を特定することにより、秘密である旨を示すものとします。

#### 第18条 秘密保持義務と使用目的

1. 本契約当事者は、相手方当事者から書面による承諾を得た場合及び本契約で認められている場合以外、前条による秘密情報を第三者(当該当事者の関係会社(会社計算規則第2条第3項第25号に規定する「関係会社」をいいます。以下同じとします。))を除きます。)に開示もしくは漏洩しないものとします。但し、法令や政府機関、裁判所又は証券取引所(日本のみならず外国におけるものを含みます。)の規制又は決定・命令・要請等に従い適法かつ必要最小限の範囲内で開示する場合で、かつ、開示する秘密情報について秘密としての取扱いが受けられるよう合理的な努力を尽くす場合はこの限りではありません。
2. 本契約当事者は、本契約により開示される秘密情報を本プログラムの目的のためにのみ使用し、その他の目的には一切使用しないものとします。

#### 第19条 開示の範囲

1. 本契約当事者は、開示された秘密情報を、本契約当事者およびその関係会社の役員又は従業員であって本プログラムに従事し当該秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとします。但し、本契約当事者は、当該役員または従業員に対して、本契約当事者の本章における義務と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、当該役員又は従業員の行為について全責任を負うものとします。
2. 弁護士、公認会計士、税理士等、法令上の守秘義務を負うものに対して秘密情報を開示する必要が生じた場合、前項の規定にかかわらず、本契約当事者は当該秘密情報を開示できるものとします。

#### 第20条 複写等

本契約当事者は、相手方当事者による事前の書面による承諾を得た場合以外、本プログラムの目的に必要な範囲を超えて、秘密情報を記載又は記録した文書、図面その他の書類又は磁気的、光学的もしくは電子的に記録された媒体を複製又は複写しないものとします。

#### 第21条 破棄、返還等

本契約当事者は、本プログラムから脱退したとき、相手方当事者が必要に応じ要請したときは、相手方当事者の指示に従い、秘密情報が記載又は記録された文書、図面その他の書類等を相手方当事者に返還または廃棄するものとします。

#### 第22条 権利等の非許諾

秘密情報に関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権並びにノウハウ等の一切の権利は開示を行った当事者に帰属するものであり、本契約または相手方当事者に対する秘密情報の開示は、明示、黙示を問わず、いかなる意味においても、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウ等に基づく実施権その他のいかなる権利も相手方当事者に許諾し、付与し、または譲渡するものではありません。

#### 第23条 本章の効力

1. 本章の規定は、参加者が本プログラムから脱退し3年を経過するまで有効であるものとします。
2. 当社と参加者との間で既に別途、秘密保持契約を締結している場合は、当該秘密保持契約の内容が本条の規定に優先するものとします。

## 第6章 雑則

#### 第24条 非拘束

1. 当社は、参加者が同時に他社により実施される同様のパートナー制度の会員となることを妨げないものとします。
2. 当社は、本プログラムにおいて参加者の製品・サービスを優先的に取り扱う義務を負わないものとします。

#### 第25条 保証の否認・責任制限

参加者は、特典等が現状有姿で提供されることに合意するものとします。当社は、特典等に関し、品質、正確性、第三者の権利を侵害しないこと、特定目的への適合性の保証を含め、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる種類の表明も保証も行いません。また、当社は、本契約に関連して生じるいかなる間接的損害、偶発的損害、特別損害、結果的損害もしくは懲罰的損害、又は逸失利益に関して、かかる損害の可能性を知らされていたか否かに関わらず、責任を負いません。

#### 第26条 権利義務の譲渡禁止

参加者は、本プログラム上の権利又は義務を、第三者に譲渡又はその他の形式で移転できないものとします。

#### 第27条 販売契約

1. 当社が参加者の製品・サービスを販売する上で必要な場合には、別途契約を締結するものとします。
2. 参加者が当社の製品・サービスを販売する場合には、別途契約を締結するものとします。

#### 第28条 反社会的勢力の排除

1. 本契約当事者は、自己が反社会的勢力(「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」をいい、以下同じとします。)又は次のいずれかに該当する者(以下併せて「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないことを表明及び保証し、現在及び将来において反社会的勢力又は次の事項に該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 役員等(役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含みます。)に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含みます。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」といいます。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行なうおそれがある者(以下「暴力団関係者」といいます。)がいること。
  - (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下これら三者を「暴力団等」と総称します。)が経営に関与していること。
  - (3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資などの便益を受けていること。
  - (4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していること。
  - (5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を有していること。
2. 本契約当事者は、相手方当事者が第1項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方当事者に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方当事者は指定された期日までに報告書を提出するものとします。
3. 本契約当事者は、相手方当事者が次の各号のいずれかに該当した場合は、即時本契約を解除し、解除によって生じた損害を相手方当事者に請求することができるものとします。
  - (1) 第1項の表明、保証又は確約に反し、又は反すると疑うに足る相当の理由があるとき。
  - (2) 第2項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

### 第29条 パートナーの地位

本プログラムは参加者に対し、当社の代理人としての地位を与えるものではなく、参加者は第三者に対し、当社の代理権を有する、もしくは当社の代理権を有すると誤解を与える表示を行わないものとします。

### 第30条 分離可能性

本規約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本規約の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

### 第31条 合意管轄

本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第32条 準拠法

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

以上